

田原本町議会会議録目次

○9月15日（第3日）

開議（午前10時00分）	3-3
委員長報告（議第39号より認第1号までの7議案について）	3-3
質 疑	3-13
討 論	3-15
採 決	
議第40号 平成27年度田原本町一般会計補正予算（第2号） （原案可決）	3-22
議第41号 田原本町個人情報保護条例の一部を改正する条例 （原案可決）	3-22
議第42号 田原本町手数料条例の一部を改正する条例（原案可決）	3-22
議第43号 田原本町道路線の認定及び廃止について（原案可決）	3-23
議第44号 国保中央病院組合規約の変更について（原案可決）	3-23
認第1号 平成26年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定について （原案認定）	3-23
議第39号 平成26年度田原本町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について （原案可決）	3-23
発議第8号 田原本町議会会議規則の一部を改正する規則（原案可決）	3-24
閉会中の継続審査について	3-25
議長閉会挨拶	3-25
町長閉会挨拶	3-26
閉会（午前11時10分）	3-26

平成27年 第3回 定例会

田原本町議会会議録

平成27年9月15日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (13名)

1番 阪東吉三郎君	2番 森井基容君
3番 安田喜代一君	4番 森良子君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 欠員

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原庸雅君 議事係長 森恵啓仁君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 石本孝男君
総務部長 持田尚顕君	総務部参事 北口尚吾君
住民福祉部長 寺田元昭君	産業建設部長 森博康君
上下水道部長 岡努君	秘書広報課長 岡本達史君

監査委員	井上喜一君	教育委員長	後藤田和子君
教育長	片倉照彦君	教育部長	竹島基量君
会計管理者	奥山佳延君	選挙管理委員会 事務局長	北田喜史君
農業委員会 事務局長	山内章司君		

平成27年田原本町議会第3回定例会議事日程

9月15日（火曜日）

- 開 議（午前10時）
- 委員長報告（議第39号より認第1号までの7議案について）
- 質 疑
- 討 論
- 採 決
- 閉会中の継続審査について
- 議長閉会挨拶
- 町長閉会挨拶
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程

- 発議第8号 田原本町議会会議規則の一部を改正する規則
 - ・趣旨説明
 - ・質疑
 - ・討論
 - ・採決

午前10時00分 開議

○議長（辻 一夫君） ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

委員長報告（議第39号より認第1号までの7議案について）

○議長（辻 一夫君） 去る4日の本会議において一括上程されました議第39号、平成26年度田原本町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてより、議第44号、国保中央病院組合規約の変更について及び認第1号、平成26年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定についての7議案については、各所管の常任委員会及び特別委員会に各々付託されておりますので、この際一括議題といたします。

○議長（辻 一夫君） それでは、ただいまより各委員長の報告を求めることにいたします。

総務文教委員会委員長、2番、森井議員。

（2番 森井基容君 登壇）

○2番（森井基容君） 議長のご指名によりまして、総務文教委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成27年田原本町議会第3回定例会におきまして、総務文教委員会に付託されました議案につき、去る9月8日午前10時より委員会を開催し、全委員の出席のもと、理事者をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議第41号、田原本町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）が本年10月5日に施行されることに伴い、個人番号を含む個人情報の適正な取扱いに関し、現行の条例には、個人情報に含まれる「特定個人情報」等の規定がないため、条例に当該規定の追加を行う必要があり、また、番号法その他関係法令の規定の趣旨、内容等を踏まえて、必要な事項の整備を図るための改正を行うものであり、主な内容としては、番号法で定義された特定個人情報の範囲と整合

性を図るため「特定個人情報」及び「情報提供等記録」を定義し、また特定個人情報等に係る収集・利用・提供の制限を追加し、特定個人情報等の削除及び利用等の中止請求の事由を追加し、また罰則については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の罰則に合わせるもので、当委員会は賛成多数で原案どおり了承いたしました。

また、その他の案件として、平成25年第4回定例会で採択した「中学校給食の早期実施を求める請願」の処理経過に関して、「田原本町中学校給食検討委員会」を設置し、中学校給食の実施に係る課題等に関して諮問を行い、これまでに2回の会議を開催し、実施方式や学校での運営方法が検討されている旨の報告を受けたのであります。

次に、田原本町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきまして、経過報告及び今後のスケジュールについての報告を受けたのであります。

最後に、災害時における避難所の電源確保、環境教育等を目的とし、指定避難所である小中学校の屋上に太陽光パネルの設置を計画していたが、国庫補助事業としての要望が多く、補助採択が受けにくいこともあり、太陽光発電設備の設置、維持管理等の費用を負担、災害時の非常用電源の確保、行政財産の有効利用と併せ設置の使用料も見込めることから、民間事業者が設置する手法で整備し、町有施設の屋根貸し太陽光発電事業を進める旨の報告を受けたのであります。

以上、当委員会に付託されました議案及びその他の案件につきましてご報告申し上げます、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） 厚生建設委員会委員長、10番、植田議員。

（10番 植田昌孝君 登壇）

○10番（植田昌孝君） 議長のご指名によりまして、厚生建設委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成27年田原本町議会第3回定例会におきまして、厚生建設委員会に付託されました議案につき、去る9月8日午後1時より委員会を開催し、全委員の出席のもと、理事者をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

まず、議第40号、平成27年度田原本町一般会計補正予算（第2号）につつま

しては、補正予算額は1億7,887万8,000円の増額で、予算総額は134億812万8,000円となります。

補正内容につきましては、歳出、第3款民生費、1億5,887万8,000円の増額は、平成27年度からの第6期介護保険事業計画において、新たに事業を開始される認知症対応型共同生活介護2事業者、小規模多機能型居宅介護1事業者、及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護2事業者に対する施設開設準備経費等支援事業補助金並びに地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金であります。

次に、第4款衛生費、2,000万円の増額は、清掃工場焼却炉の2号炉耐火物補修及び1・2号炉ストロカ整備等をされるための修繕料であります。

なお、補正財源につきましては、県支出金及び繰越金であり、当委員会は賛成多数で原案どおり了承いたしました。

次に、議第42号、田原本町手数料条例の一部を改正する条例につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料について定めるとともに、住民基本台帳カードの交付が終了することに伴い、手数料に関する規定を削除するため改正されるものであり、当委員会は賛成多数で原案どおり了承いたしました。

次に、議第43号、田原本町道路線の認定及び廃止につきましては、開発寄附等による3路線の認定と1路線を廃止されるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第44号、国保中央病院組合規約の変更につきましては、組合の機動的運営を図るため、責任と権限を有する常勤の副管理者を新たに設置するとともに、組合構成町の意向を反映し、適正かつ円滑な組合運営を図る組織体制とするため、議会の議員の選出方法を構成町の議会に委任するとともに、副町長等で構成する経営協議会を新たに設置されるもので、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

以上、当委員会に付託されました各議案につきましてご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） 決算審査特別委員会委員長、7番、竹邑議員。

（7番 竹邑利文君 登壇）

○7番（竹邑利文君） 議長のご指名によりまして、決算審査特別委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成27年9月4日、田原本町議会第3回定例会におきまして、決算審査特別委員会が設置され、去る9月9日、10日の2日間にわたり会議を開き、全委員出席のもと、理事者をはじめ部課長の出席を求め、時間延長をもお願いし、慎重に審査をいたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

認第1号、平成26年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定について及び議第39号、平成26年度田原本町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご報告申し上げます。

まず、会計管理者より総括的に主要施策の成果の説明を受け、次に関係部課長より支出済額及び新規事業等の成果の概要につき説明を受け、更に詳細にわたり答弁を求めたのでございます。

それでは、まず一般会計歳入歳出決算についてご報告申し上げます。

審査いたしました決算額は、歳入総額127億1,716万1,000円、歳出総額117億8,371万3,000円で、歳入歳出差引額は9億3,344万8,000円となり、平成27年度に繰り越されておりますが、繰越明許費として翌年度へ繰越すべき財源5,621万3,000円があり、実質収支は8億7,723万5,000円となりました。

なお、前年度の実質収支が8億7,915万1,000円であるので、単年度における収支は191万6,000円の赤字となっております。

歳入について申し上げますと、予算額に対して98.9%の収入割合となっており、そのうち町税においては歳入全体の28.7%、36億5,272万8,000円で、予算額に対して4,939万円の増収であります。

次に、地方交付税は、23%、29億2,215万3,000円で、予算額に対して2億4,715万3,000円の増収となっております。

また、国県支出金においては、障がい者に対する支援費、保育所運営費、児童手当に対しての負担金などの収入で、16.6%、21億643万7,000円であります。

また、町債につきましては、臨時財政対策債及び生涯学習センター建設事業借換

債などに借り入れされたもので、13.9%、17億7,130万円となっております。

以上が歳入の主なものであります。

次に、歳出について申し上げますと、予算額に対する執行率は91.6%でございます。

その歳出の主なものを性質別で見ますと、人件費が歳出全体の16%、18億8,349万4,000円であります。

次に、扶助費が15.3%で、障害者自立支援介護・訓練等給付費負担金、保育所運営費負担金及び児童手当など17億9,908万3,000円の支出となっております。

また、補助費等につきましては、9.9%で、保育所運営費補助金、国保中央病院組合負担金、奈良県広域消防組合分担金、並びにやまと広域環境衛生事務組合負担金など11億6,500万3,000円の支出であります。

投資的経費は9.8%であり、田原本駅前交番建設事業、道路新設改良事業、小・中学校地震補強事業、唐古・鍵遺跡史跡公園整備事業、中継施設建設事業など11億5,629万7,000円の支出となっております。

なお、繰出金は12.5%で、国民健康保険、公共下水道事業、後期高齢者医療及び介護保険の各特別会計等へ14億7,021万9,000円を支出しております。

以上が歳出の主なものでございます。

それでは続きまして、審査の経過及び結果についてご報告いたします。

まず、社会保障税番号制度について尋ねたところ、平成26年度よりコンピューターシステム改修を開始している。また、事務手続きについては、町全体として今年中に対応方法を検討するとの答弁を得たのであります。

次に、今後の待機児童対策について尋ねたところ、町内3園の定員見直しなども含め、子ども・子育て支援事業計画に沿って待機児童の解消を図っていきたいとの答弁を得たのであります。

次に、耕作放棄地の解消と特色ある地域農業の確保について尋ねたところ、農地再生事業を実施し、約50アールの耕作放棄地が良好な農地として耕作されるよう

になったとのこと。また、担い手農家、集落営農組織、農業生産法人の育成を継続してまいりたいとの答弁を得たのであります。

次に、いじめ防止対策について尋ねたところ、各学校で策定している「いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめに関するアンケート調査」の定期的な実施や日頃の児童・生徒に対するきめ細やかな観察及び面談等の実施により、早期発見に努めているとの答弁を得たのであります。

次に、青垣生涯学習センター建設事業借換債について尋ねたところ、低利に借り換えたことにより、約3,200万円の負担軽減につながるとの答弁を得たのであります。

続きまして、国民健康保険特別会計決算についてご報告申し上げます。

決算額は、歳入総額38億5,336万3,000円、歳出総額33億7,459万7,000円で、歳入歳出差引額は4億7,876万6,000円となり、平成27年度に繰り越されておりますが、前年度の実質収支が5億344万3,000円であるので、単年度における収支は2,467万7,000円の赤字となっております。

まず、単年度の決算が赤字になった要因について尋ねたところ、歳入部分の減が要因であり、1点目は国保税の資産割を廃止したことによる税收の減、2点目は、前期高齢者交付金が平成24年度の精算分を差し引いて交付されたことによる減が主な要因との答弁を得たのであります。

次に、短期証の交付や保険証の窓口留保について尋ねたところ、納税していただいている方との公平性の観点からも、今までどおり納税相談により状況に応じた短期証を交付していきたい。また、窓口留保世帯でも医療を受ける必要性のある方については短期証を交付しており、納税相談や連絡をお願いしたいとの答弁を得たのであります。

続きまして、住宅新築資金等貸付事業特別会計決算についてご報告申し上げます。

決算額は、歳入総額251万6,000円、歳出総額151万8,000円で、歳入歳出差引額は99万8,000円となり、平成27年度に繰り越されておりますが、前年度の実質収支が0円であるので、単年度における収支は99万8,000円の黒字となっております。

まず、貸付金残高等について尋ねたところ、貸付金残高が558万4,000円、起債残高が262万2,000円、基金残高が656万8,000円との答弁を得たのであります。

また、滞納の2件の対応について尋ねたところ、連帯保証人に対し、回収管理組合において現在交渉を進めているとの答弁を得たのであります。

続きまして、公共下水道事業特別会計決算についてご報告申し上げます。

決算額は、歳入総額・歳出総額ともに16億4,637万9,000円でございます。

まず、下水道長寿命化対策について尋ねたところ、下水道施設の予防保全的な管理を行い、事故の未然防止、ライフサイクルコストの最小化等の観点から行う事業で、昨年度に引き続き、今年度も既に管路調査業務の発注を終え、平成28年度には下水道長寿命化計画を策定する予定であるとの答弁を得たものであります。

次に、町内全域の下水道整備計画について尋ねたところ、平成31年度までに集落密集地の整備を完成し、その他、未整備箇所については、今後、下水道整備のみならず合併浄化槽処理も含めた計画の見直しを検討していくとの答弁を得たのであります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計決算についてご報告申し上げます。

決算額は、歳入総額3億7,553万円、歳出総額3億7,451万円で、歳入歳出差引額は102万円となり、平成27年度に繰り越されておりますが、前年度の実質収支が49万6,000円であるので、単年度における収支は52万4,000円の黒字となっております。

健康増進モデル事業の内容及び効果について尋ねたところ、本事業は、町医師会の理解と協力により実施しているもので、平成26年度では、慢性腎臓病（CKD）に着目した重症化予防の取り組みとして、受診対象者を抽出し、受療勧奨や生活習慣の改善を目的とした保健指導を実施したもので、指導により対象者の日常生活の変容につながりつつあるとの答弁を得たのであります。

続きまして、介護保険特別会計決算についてご報告申し上げます。

決算額は、歳入総額24億1,697万3,000円、歳出総額23億8,124万8,000円で、歳入歳出差引額は3,572万5,000円となり、平成2

7年度に繰り越されておりますが、繰越明許費として翌年度へ繰越すべき財源180万9,000円があり、実質収支は3,391万6,000円となりました。

なお、前年度の実質収支が2,170万5,000円であるので、単年度における収支は1,221万1,000円の黒字となっております。

まず、介護給付費の増加要因について尋ねたところ、平成26年度における要支援、要介護認定者は1,451人であり、前年度に比べ9.6%、要介護認定者が増加したことによるものとの答弁を得たのであります。

次に、高齢者の方が困ったときに気軽に相談できる窓口について尋ねたところ、現状は地域包括支援センターがその役割を担っているもので、今後は地域密着型サービス事業所についても相談窓口としての役割を担っていただくとの答弁を得たのであります。

続きまして、磯城郡介護認定審査会共同設置特別会計決算についてご報告申し上げます。

決算額は、歳入総額1,725万5,000円、歳出総額1,462万3,000円で、歳入歳出差引額は263万2,000円となり、平成27年度に繰り越されておりますが、前年度の実質収支が277万8,000円であるので、単年度における収支は14万6,000円の赤字となっております。

平成26年度の田原本町での介護認定の2次判定での変更率について尋ねたところ、前年度より軽度への認定が減少し、重度への認定が増加したとの答弁を得たのであります。

続きまして、水道事業会計決算についてご報告申し上げます。また、議第39号、平成26年度田原本町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてにつきましても本決算に付随する議案であることからあわせて審査いたしました。

まず、水道事業会計決算についてご報告申し上げます。

収益的勘定では、収入総額が9億164万6,000円、支出総額が8億5,113万7,000円で、消費税を差し引いた当年度の損益計算書では、4,699万8,000円の純利益となり、地方公営企業会計制度の見直しにより発生したその他未処分利益剰余金変動額3億1,687万5,000円と前年度繰越欠損金1億633万2,000円を合わせた結果、当年度未処分利益剰余金は2億5,75

4万1,000円となっております。

まず、その他未処分利益剰余金変動額の3億1,687万5,000円について尋ねたところ、平成26年度からの地方公営企業会計制度の見直しにより、補助金等により取得した固定資産の償却制度等の変更による利益剰余金の増加であるとの答弁を得たのであります。

次に、自己水と県水の受水割合について尋ねたところ、自己水の確保が難しいこと。また、施設の更新に多額の費用がかかるため、平成30年をめどに県水への転換を考えているとの答弁を得たのであります。

続きまして、議第39号、平成26年度田原本町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、地方公営企業会計制度の見直しにより発生した未処分利益剰余金の2億5,754万997円のうち、2億1,054万3,469円を資本金に、残りの4,699万7,528円を各積立金に積み立てた結果、利益剰余金は0円となったのであります。

以上、ご報告申し上げました各会計決算は、予算執行の原則に基づき、限られた財源を効率的に執行されておりましたが、審査の中で各委員からの貴重な意見や提案事項につきましては、今後の行財政運営に反映されまして、本町の発展、住民福祉の向上及び安全・安心なまちづくりに、なお一層努力されることを要望いたしました。

それでは審査いたしました各会計別決算の採決結果について申し上げます。

認第1号、平成26年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、一般会計及び国民健康保険特別会計については賛成多数。

住宅新築資金等貸付事業特別会計については全員賛成。

公共下水道事業特別会計については賛成多数。

後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計については全員賛成。

磯城郡介護認定審査会共同設置特別会計及び水道事業会計については賛成多数となりました。

以上、平成26年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定いたしましたのでございます。

また、議第39号、平成26年度田原本町水道事業会計未処分利益剰余金の処分

については、全員賛成で了承いたしました。

以上、当委員会に付託されました議案につきましてご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

長時間にわたりご静聴いただき、ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） 唐古鍵遺跡整備検討特別委員会委員長、13番、吉川議員。

（13番 吉川博一君 登壇）

○13番（吉川博一君） 議長のご指名によりまして、唐古鍵遺跡整備検討特別委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成27年田原本町議会第3回定例会におきまして、去る9月14日午前10時より委員会を開催し、全委員の出席のもと、理事者をはじめ関係部課長の出席を求め、審査をいたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

経過報告につきまして、唐古・鍵遺跡整備工事の進捗状況について、体験・学習ゾーンの二次造成を行い、現在、広場や園路の整備中である旨の報告を受けたものであります。

次に、その他事項としまして、10月5日、楼閣の西側あたりにおいて、大型建物跡の柱を建てるイベントを行うことや、史跡公園でのさまざまな活用をサポートしてもらうためのボランティアを募集している旨の報告を受けました。

以上、当委員会において審査されました経過等につきましてご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） 清掃工場建設検討特別委員会委員長、5番、古立議員。

（5番 古立憲昭君 登壇）

○5番（古立憲昭君） 議長のご指名により清掃工場建設検討特別委員会を代表いたしましてご報告させていただきます。

平成27年田原本町議会第3回定例会におきまして、清掃工場建設検討特別委員会を去る9月14日午後1時より開催し、全委員の出席のもと、理事者をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

付託案件はございませんが、新焼却施設建設並びに中継施設建設の進捗状況についての報告を受けたところであります。

まず、やまと広域環境衛生事務組合が施工しております新焼却施設建設については、現在、地盤改良工事、基礎工事に着手されており、計画どおりの進捗状況であるとのこと。

中継施設建設については、現在、駆体工事、屋根工事がほぼ完成し、プラント機器などの据付工事が行われており、本年11月末の完成を目指し取り組んでいるとの報告を受け、その後、建設地の視察を実施し、主要設備の説明を受け、進捗状況を確認したところであります。

以上、当委員会において審査されました経過報告等につきましてご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして、各委員長の報告を終わります。

それでは、ただいまから各委員長の報告に対し質疑を許します。質疑ありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 総務文教委員会の委員長報告に対して質問させていただきます。

私は、7日の日の総括質疑で、今回上程されている個人情報保護条例の一部を改正する条例について質問させていただきました。そのときに3つの点で答弁が得られませんでした。それを委員会のほうで十分審議してほしいという願いをいたしました。残念ながら今日の報告には、その中身が1つも触れておられなかったということで、そのことについて聞きたいと。

3つの1つ目は、第8条の2の第2項にあります「本人の同意を得ることが困難である」という場合の中で、本人が同意を拒否されておられるという場合が含まれているのかどうかというところについて確認したいと思います。

2つ目が、第21条、第22条が改正されて、これまでは違反して収集されたものは削除できると。違反して利用されたものは、利用の停止を求めることができるという中身でしたが、今回の第21条と第22条では、違反して収集されたものを削除できるし、違反して利用されたものも削除できると書いてあると。また、違反して収集されたものは、利用の中止を請求できると書いてあると。この辺では、違反して利用したものについても、削除までできるということは理解しにくいと。これについて明確な、この読み方をですね、規定について説明を願いたいと。

もう1つは、第37条と第38条で、これまで以上に処罰の中身が重くなっていると。これについて委員長報告では、法律との整合性という簡単な話でしたけども、なぜ、この第37条と第38条を設けられたのかというところについても、量刑の重軽があるのかという、そのところについても説明いただきたいと。説明できなかったとしても、委員会のほうでどういう議論をされたかということについて、ぜひこの場で明らかにしていただきたいと思います。

○議長（辻 一夫君） 総務文教委員会委員長、2番、森井議員。

○2番（森井基容君） ただいま吉田議員のほうから3点、本会議で触れられたことに関してお答えしたいと思います。

まず、「本人の同意を得ることが困難であるとき」というのは、番号法で想定されているのは、事故で意識不明の状態である者に対する緊急の治療を行うとか、その場合に個人番号でその者を特定する場合など、緊急事態における特定個人情報の提供を認めているものであるという逐条解説があることから、本人が拒否した場合までは含んでいないというふうに考えているとのことであります。

続いて2点目、第21条の削除請求なり、第22条の中止請求についてのことで、いずれも請求権であるということで、その請求できる範囲を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に合わせて広く規定しているということですが、削除またはその請求があった際に、削除または利用中止の決定については、請求に係る事実関係の調査を慎重に行って判断し、必要な措置を講ずるとのことでありました。

3点目ですが、罰則規定に軽い重いというのがどうなんだろうというふうな疑問点を出していただいていたわけですが、これについて、特に第37条におけるほうが被害の甚大性ということで、国家公務員法の守秘義務違反の罪にならってやっているということでもあります。先行するほかの市町村の例も、全市町村がこの法律の条文と同様に規定しているということから、本町もこの規定に従ったということになります。

以上です。

○議長（辻 一夫君） 吉田議員、それでご理解願えますか、今の説明で。（「理解はできませんけども、そういう話があったということは分かりました」と吉田議員

呼ぶ)

ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。4番、森議員。

(4番 森 良子君 登壇)

○4番(森 良子君) それでは田原本町個人情報保護条例の一部を改正する条例と、田原本町手数料条例の一部を改正する条例に反対する討論をさせていただきます。

この2つの条例は、今、国が進めようとしているマイナンバー制度に結びつくものであります。そういう点で、この議案に反対するものであります。

そもそもマイナンバー制度とは、国民の各種個人情報を個人番号によって結びつけ活用する制度で利便性が強調されていますが、犯罪などの危険性を高め、国民に負担増をもたらすものです。マイナンバー制度の実施を中止したとしても住民生活には何の支障も生じません。莫大な費用や手間をかけて、わざわざ国民のプライバシーを重大な危険にさらす共通番号を導入するよりも、現在使っているシステムを活用しながら、税と社会保障の分野での業務の効率化と適正化を図り、住民の利便性を高めるために知恵と労力を使うべきです。

したがって、マイナンバー制度に結びつく、この条例に反対いたします。

○議長(辻 一夫君) ほかにありませんか。9番、吉田議員。

(9番 吉田容工君 登壇)

○9番(吉田容工君) それでは反対討論に参加させていただきますが、討論を始める前に、まず、この議会中に東日本で大雨が降って、田原本町の面積の倍の地域が水没したと。大変な被害が出ました。その中で何人かの方が尊い命を落とされました。亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災された方にお見舞いを申し上げます。

それでは反対討論に入らせてもらいます。

まず、議第40号、田原本町一般会計補正予算(第2号)についてであります。

高齢者福祉費、1億5,887万8,000円増額の補正予算が提案されました。中身は認知症対応型生活介護施設2カ所を開設する。小規模多機能型居宅介護施設

サテライトを開設する。定期巡回・随時対応型訪問介護事業所を2カ所開設するための施設開設準備経費等支援事業補助金と地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金です。今回の施設が平成28年4月に開設されますと、認知症対応型共同生活介護施設は5施設、8ユニット、定員72人になります。小規模多機能型居宅介護施設は2施設に、定期巡回・随時対応型訪問介護事業所は2施設、38人対応になります。これだけ事業所が増えるとサービスは充実します。特に定期巡回・随時対応型訪問介護施設は、これまでありませんでしたのでサービスが広がります。

ただ、今年から始まった第6次介護保険事業計画にはどのような計画になっていたかと確認しますと、認知症対応型共同生活介護施設は、平成28年度は6ユニット54人分を整備する。平成29年度、8ユニットが必要となる計画です。また小規模多機能型居宅介護事業所は、平成28年度2施設、平成29年度でも2施設で対応できるという計画です。定期巡回・随時対応型介護施設は、平成28年度1施設、平成29年度でも1施設で対応できるという計画です。

この第6次介護保険事業計画と比べると、今回の補正予算で充実される施設は、その計画を上回る募集をして、そして上回る施設をつくることになります。実際に需要がないにもかかわらず、今年決めただけの第6次介護保険事業計画を大幅に上回ることになります。

グループホームを例に考えますと、現在利用者は30人です。72人もの施設ができるとどうなるのでしょうか。需要がないにもかかわらず、事業所を開設した場合、事業者としては採算をとるために他市町村の方を受け入れることになります。実際、近くの町には、本町にセールスをかけている事業所があります。平成29年度、先取りして募集すると、本町に需要が生じたときに他市町村の方が入所していて入所枠がなくなっているということが予想されます。需要を見込んで作成された第6次介護保険事業計画に沿った募集をするのが当然です。本町が専門家を交えて作成された第6次介護保険事業計画を無視して事業所の募集をかけたことは理解できません。国の補助金を使えるからと、安易な対応は介護現場の実情を理解できていないと指摘せざるを得ません。結果として、本町の需要に応えられなくなる可能性が大きいことから、本件補正予算に反対します。

続きまして、認第1号、平成26年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定について

てであります。

まず一般会計の決算について申し上げます。

平成26年度予算の町長の提案理由の説明では、保育所について、「児童の円滑な入所に努めてまいります」とされていましたが、保育所入所待機児童数を尋ねたところ、41人の待機児童が判明しました。どのように対応するのかと尋ねたところ、定員見直しを検討しているという答弁がありました。

また、町長の提案理由の説明で、洪水対策として、「十六面調整池の整備を進める」とおっしゃっていましたが、全く進んでないことが明らかになりました。洪水対応が急務の本町で、専門家の調査を経て計画されたものであり、困難と判断されたときは速やかに代替案を検討するよう求めました。

町長の提案理由の説明で、田原本駅前整備について、「南街区の再開発事業の実施に向けて都市計画決定を行う」とおっしゃっていましたが、これも全く進んでないことが判明しました。

また、町長の提案理由の説明で、学校に太陽光パネル及び蓄電装置を順次設置するという話がありました。補助金を獲得できなかったため、全く進んでないことが明らかになりました。今後は民間企業に校舎の屋上提供して設置・整備する旨の説明もありました。公共施設の屋上を太陽光発電に貸すことは、従前、町内業者から申し込みがあった際、つれなく断ったいきさつがあります。場当たりの対応は慎むべきと指摘をしました。

また、町長の提案理由の説明で、「いじめ・不登校対策特別教育支援員を配置して適切な指導と支援を充実する」とおっしゃいましたが、小学校では現場対応でいっぱいカウンセリング等まで手が回っていないことが明らかになりました。いじめ不登校対策では、子どもや先生が安心してカウンセリングを受けられるような状況を確保することが求められています。実態に応じて支援員を増員するよう求めるものです。

また、警報発令時、災害発生時の予備動員、1号動員等について、ただしました。

町外に住んでおられる職員の多くが、到着に1時間以上かかっておられる実態が浮かび上がってきました。通常勤務は当然ですが、緊急時の対応も職員の大切な仕事です。採用に当たっては町内が一番が良いこと。町外であっても緊急出動に短時

間に対応できる距離であることを指摘しました。

個人住民税が減少したことについて、ただしました。

担当課からはシャープの人員整理と公務員の人件費カットが要因と説明がありました。資料によると滞納者の3分の1が執行停止処理されています。納税困難が実態であることを指摘しました。

また、差押件数が101件もあることから差押禁止財産への対応をただしました。

給料については、10万円と5万円×家族数を上回る分を差し押さえしていると答弁がありました。また、給料や年金入金口座以外の口座については、残額全額を差し押さえしている旨の答弁がありました。児童手当等と入金内容を確認して、差押禁止財産は差し押さえしないよう求めます。

ももたろう号について、ただしました。

9時から10時はいっぱいです。予約の電話をしても、つれない対応になって、もう利用しないと怒っておられる実態があります。ところが、乗り合いにも関わらず、1時間に運んだ人は最高で5人。9時から10時台でも全く利用がない時間帯があること。1人、2人の時間帯も多いことを示し、利用者を離れさせる対応を改めるよう求めました。また、運賃を請求するときは黙って手を出すだけという、サービスとは思えない対応を改善するよう求めました。

社会保障税番号制度について、マイナンバーを必要とする窓口業務を明らかにしました。

予防接種、障害者サービス、公営住宅、国保保険料徴収、児童手当、税金の徴収等ほとんどの業務でマイナンバーを記入しなければならないことが分かりました。さらに番号が正しいかどうか、本人に間違いがないかどうか確認する責任が町に課せられています。役場に来られるときは、必ず通知カードを持ってきてくださいというぐらい徹底すること、住民説明会をするよう提案しました。残念ながら参事からは、通知カードを持ってこなくても町の申請はできるという安易な説明がされました。大変残念です。私は、マイナンバー制度には反対ですが、マイナンバー制度をもっと真摯に受け止めることが必要であると指摘しました。

選挙の立会人報酬を源泉徴収していないことが明らかになりました。

源泉徴収義務違反です。関係部署と相談の上、適正に対応されることを求めまし

た。なお、金額にかかわらず、マスコミで取り上げる可能性があることを示し、町長からは責任を持って対応する旨、答弁がありました。

子ども医療費について、コンビニ受診の実態があるのか、ただしました。

コンビニ受診の実態を把握していないという答弁がありました。今後コンビニ受診を理由に医療費助成を抑制することのないよう確認しました。子ども・子育て支援事業計画策定時、子育てにおける経済的負担の軽減が7割近く回答されていることを踏まえて、子ども医療費助成制度を拡充することを求めたところ、拡充を含めて前向きに検討していく旨の答弁がありました。

健康たわらもと21計画の高齢者の健康に関して、ただしました。

残念ながら各課ごとに頑張っておられましたが、高齢者全体を把握されていませんでした。ウォーキングやラジオ体操、また畑仕事なども健康改善に大いに役立っています。町を挙げて健康づくりをするためにも大所高所から把握するよう求めました。

ごみ中継施設建設費、8億3,000万円について御所市と斑鳩町の建設費をただしました。

御所市は2億5,000万円、斑鳩町は4億円で建設されたと答弁がありました。御所市の機能と斑鳩町の機能を合わせたような本町の中継地の建設費と比べると1億8,000万円も割高であることを指摘しました。

笠縫駅省人化対策がどこまで進んだのか、ただしました。

昨年度は進捗していないことが明らかになりました。ただ、県立高等養護学校と連携し、今後近鉄に対して時間延長を申し入れる予定が示されました。

道路整備の一環としてウォーキングを楽しんでおられる方からは、道をきれいにしてほしい、狭い道は危ないという要望があることを示して改善を求めました。残念ながら前向きな答弁はいただけませんでした。

公営住宅について公募するよう求めました。

56戸中7戸が空いているが、金沢自治会に委託している分は公募方式をとることは困難という答弁でした。自治会が入居者を峻別する今の方式は改めるべきです。町の責任を果たすよう求めました。

給食の残渣について、ただしました。

出てきた資料は、南小学校、田原本小学校、北小学校の残渣が、平野小学校、東小学校の残渣と比べて桁違いの量でした。説明を求めましたが、明確な説明はありませんでした。ちゃんとした分析をした上で決算に臨むよう求めました。

先生の時間外勤務の実態を示すよう求めました。

労働安全衛生法では、2001年から管理することを求められていましたが、本町では今年の4月から管理を始めたそうで、4月の実態が示されました。100時間以上の残業をした先生は、小学校で2人、中学校で16人もおられました。1カ月に80時間以上残業した場合、過労死水準といわれています。子どもたちにとって大切な先生の健康を守るよう求めました。

続きまして、国民健康保険特別会計決算についてです。

保険証の発行状況について、ただしました。

短期保険証120世帯204人、町留め置きでは、不交付98世帯126人という説明でした。短期保険証では受診抑制が働くといわれています。重症化後、受診すると医療費がかさむだけです。命を守る制度である国民健康保険制度に本来の役割を果たさせるには、まず病気等になったら医療受診できるよう正規の保険証を交付することを求めました。

非正規で働いておられた若者が脳卒中で倒れられて入院されました。その方は本町に住んでおられましたが、住民票は他市に置いておられました。現在、一部負担金を全額免除されておられます。

そこで、本町の場合はどうかと質問いたしました。結果は預貯金額が生活保護費の3倍以下の場合是一部負担金を免除されるという回答でした。突然の病気で倒れて、失業しても本町の制度は、実際には利用できない制度であることが明らかになりました。体裁だけの冷たい制度であり、改善するよう求めるものです。

続きまして、公共下水道事業特別会計決算についてであります。

町長の提案理由の説明では、「下水道事業は住環境の改善や公衆衛生の向上または水質保全を図る上で欠かすことのできない施設」と説明されました。ところが、第3次総合計画の全世帯下水道化をいつの間にか変えて、集落についてのみ下水道を普及させると説明されました。第3次総合計画を変えるときは、ちゃんと住民に説明責任を果たされるよう求めます。

既に面的整備が終わった地域で、未整備として残っている住宅への対応について、ただしました。

未整備名簿に載っている土地については、全く対応されていないこと、折衝記録も残されていないことが明らかになりました。都市計画税を負担されてるおられる方もあることから、責任を持った対応を求めました。

下水道会計の起債残高は120億円で、一般会計をも上回っています。その中で平成26年度の起債の中に1億8,200万円の資本費平準化債が含まれています。該当工事の返済が終わったのに、町が一方的に、もっと借りるでと借金を押しつけているものです。公営企業会計とは全く異質な発想です。町が一方的に借金を増やしておいて、後は利用者に返済してよと押しつけることは認められません。

次に磯城郡介護認定審査会共同設置特別会計決算についてであります。

2次判定変更率について、ただしました。

重度への変更は1.2%、軽度への変更は7.5%でした。昨年よりは軽度への変更は減りました。そこで具体的な変更要因を示すよう求めましたが、全く示されませんでした。保険給付が増加することを心配して、なるべく認定を軽くしたいという思いが含まれていないことを明らかにするためにも、どのような理由で変更されたのか、課として分析されることを求めます。

最後に水道事業会計決算について申し上げます。

年間総配水量が減りました。有収率は93.6%、前年より少しは改善されましたが、有収率がまだ93%にとどまっている理由について、ただしました。

しかし、全く説明はありませんでした。料金を回収できない25万トンを解消するよう求めるものです。

水道料金未収金について、ただしました。

平成24年度112件、500万円。平成25年度264件、700万円。平成26年度は384件、1,000万円と大幅増でした。理由と対策について説明を求めましたが、資料を持ってこなかったと情けない答弁でした。決算審査特別委員会で説明する準備を怠った姿勢は残念な限りです。

公営企業の会計制度が変わったことについて説明がありました。

水道料金の改正時から減価償却を洗い直す大作業で大変だったとは思いますが、

貸倒引当金繰入額合計額と貸倒引当金額が違う決算には納得がいきません。

以上の理由から、今指摘しました決算については、否認とさせていただきます。

以上です。

○議長（辻 一夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

それではこれより採決に入ります。

まず、議第39号、平成26年度田原本町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、認第1号、平成26年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定についての水道事業会計決算に関連しますので、認第1号の採決のあとにさせていただきます。

それでは、議第40号、平成27年度田原本町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（辻 一夫君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第41号、田原本町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（辻 一夫君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第42号、田原本町手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（辻 一夫君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第43号、田原本町道路線の認定及び廃止についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（辻 一夫君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第44号、国保中央病院組合規約の変更についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（辻 一夫君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、認第1号、平成26年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（辻 一夫君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり認定されました。

続きまして、議第39号、平成26年度田原本町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（辻 一夫君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議第39号より議第44号及び認第1号までの7議案については、すべて議了いたしました。

発議第8号 田原本町議会会議規則の一部を改正する規則

○議長（辻 一夫君） お諮りいたします。お手元に配付いたしておりますとおり発議第8号、田原本町議会会議規則の一部を改正する規則についての議案が提出されました。よって、これを日程に追加し議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、これより発議第8号の議案を日程に追加し議題といたします。

お諮りいたします。本議案については、この際議案の朗読を省略いたしまして、直ちに提出者より趣旨説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

提出者より趣旨説明を求めます。議会運営委員会委員長、7番、竹邑議員。

（7番 竹邑利文君 登壇）

○7番（竹邑利文君） 議長の許可をいただきましたので、平成27年田原本町議会第3回定例会に提出いたしました議案について趣旨説明を申し上げます。

発議第8号、田原本町議会会議規則の一部を改正する規則につきましては、近年の男女共同参画の状況にかんがみ、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、標準町村議会会議規則が改正されたことを受けて、当町議会においても改正の趣旨を踏まえ、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、新たに規定するものでございます。

議員各位におかれましては、よろしくご理解をいただき、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。趣旨説明を終わらせていただきます。

○議長（辻 一夫君） ただいまの趣旨説明に対し質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

それでは、これより発議第8号、田原本町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査について

○議長(辻 一夫君) お諮りいたします。それぞれの委員長より審査中の事件について閉会中の継続審査に付したいとの申し出がありますが、これに付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、それぞれ委員長の申し出どおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査に付することにいたします。

以上をもちまして、本定例会の日程はすべて終了いたしました。よって、本定例会は本日をもって閉会といたします。

閉会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は去る4日に開会し、本日までの12日間の長きにわたり、終始熱心に慎重に審議を賜り、心から感謝申し上げます。

本定例会では、平成26年度各会計歳入歳出決算の認定をはじめ、すべての重要議案を議了でき得ましたことに心から感謝を申し上げます。

また、各会計決算の審査におきましては、さきに選ばれた決算審査特別委員会の各委員により終始熱心にご審査を賜りましたことについて、議長といたしまして厚くお礼を申し上げます。

さて、9月に入りまして、夏の暑さが和らぎ、一気に秋を感じる気候となりました。皆様におかれましては、季節の変わり目、健康管理に十分留意され、今後も町政発展にご尽力いただきますことをお願い申し上げます。閉会の挨拶と

させていただきます。

ありがとうございました。

町 長 閉 会 挨拶

○議長（辻 一夫君） それでは閉会にあたりまして町長より挨拶を受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のお許しをいただきまして、平成27年田原本町議会第3回定例会の閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、去る9月4日から本日までの長きにわたりまして、提案させていただきました各議案につきまして、慎重にご審議を賜り、しかも各議案すべて原案どおりご議決、ご認定をいただきましたことにつきまして厚く御礼を申し上げます。

また、会期中の本会議並びに委員会審議を通じまして賜りましたご意見、ご要望等につきましては、今後の町政運営の中で検討を重ねながら取り組んでまいりたいと考えている次第でございます。今後とも本町の発展のために一層のご支援と、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、まことに簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） それでは、これをもちまして閉会といたします。

ありがとうございました。

午前11時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

田原本町議会議長 辻 一 夫

田原本町議会副議長 西 川 六 男

田原本町議会議員 小 走 善 秀

田原本町議会議員 吉 川 博 一

田原本町議会議員 阪 東 吉三郎